

ご案内

ひなた村

利用者抽選会

【カリヨンホール・2009年8月分】

2月1日(日) 午前9時までに使用料金をおつりのないようお持ちになり、ひなた村において下さい。

希望日に主催事業が入っている場合がありますので、お問い合わせ下さい。

※同ホールでは金銭を徴収しての催しはできません。

【プログラムサービス(子ども会等活動支援事業)・4月分】

地域の子ども会や学校のクラス会等の活動を、プログラム作りから当日の指導までお手伝いする事業です。

2月1日(日) 午前10時までにひなた村へおいで下さい。利用状況はお問い合わせ下さい。

※第1・第3火曜日、祝日の翌日はお休みです。

ひなた村 ☎722・5736

特別養護老人ホーム

整備運営事業者

介護が必要なときに安心して利用できる環境を整えるために、特別養護老人ホームを整備運営する事業者を募集します。

紙芝居上演会

【紙芝居・大人の時間】

直接会場へおいで下さい。

催し

町田市地域包括支援センターの催し

同センターは、地域の高齢者のための総合相談窓口として、市が委託設置している公共機関です。

☎高齢者福祉課 ☎724・2146

催し名	日時	会場	申し込み・費用等
「認知症ってなあに？」 (劇をとおして認知症を理解する)	2月1日(日) 10:00~11:30	忠生市民センターホール	電話で桜館地域包括支援センター (☎797・8032) へ。 ※当日直接参加も可。
地域介護予防教室 「おいしく食べて心も体もいきいき」 (調理実習、音楽療法、口腔ケア指導等)	2月13日(金) 10:00~12:00 2月18日(水) 10:30~13:30 2月26日(木) 10:00~12:00 3月4日(水) 10:00~13:00 3月11日(水) 10:00~12:00 3月17日(火) 10:00~12:00	玉川学園文化センター	電話で桜実会地域包括支援センター (☎710・3378) へ。 対象: 60歳以上の方 (全回出席できる方優先) 費用: 1回につき200円 4回目のみ1,000円
地域介護予防教室 「ボランティア養成講座」	1月25日~2月22日の毎週日曜日 13:30~15:30	つくし野デイサービスセンター (つくし野小学校内)	電話で芙蓉園地域包括支援センター (☎796・2789) へ。 ※当日直接参加も可。

住宅借入金等特別税額控除

(市・都民税における)

住宅ローン控除

のお知らせ

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けていて、所得税から控除しきれなかった額がある方

※平成19年以降に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方は、この控除の適用はありません。

※適用を受ける方は、毎年申告が必要です。

申告期限 3月16日(月)

申告書提出先

【①所得税の確定申告をされない方】

平成20年分給与所得の源泉徴収票(原本)を添付して「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)」を平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出して下さい。

※郵送での申告も可能です。控えが必要な方は、80円切手を張った返信用封筒を同封して下さい。

※入居年月日の確認をお願いします(住宅借入金等の年末残高合計額の記入欄はなくなります)。

【②所得税の確定申告をされる方】

作成済みの「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書(所得税の

確定申告書を提出する納税者用)」を確定申告書提出時に税務署に提出できます。

申告会場 市役所本庁舎1階市民フロア

会場設置期間 2月2日(月)~3月16日(月)までの平日と2月22日(日)及び3月1日(日)

受付時間 午前9時~11時30分(受付が混雑した場合、午後

の受付になることがあります)・午後1時~4時

※申告会場においての際は、印鑑・入居年月日の分かるものと、①所得税の確定申告をされない方は、平成20年分給与所得者の源泉徴収票(原本)を、②所得税の確定申告をされる方は、作成済みの確定申告書をお持ち下さい。

申告書配布場所 市役所市民課、各市民センター、市民課駅前連絡所、木曽山崎・玉川学園文化の各センター

※確定申告書を提出する納税者用の申告書は、町田税務署・ぽっぽ町田でも配布します。

※申告書は町田市ホームページ(暮らしのガイド↓税・税証明↓申請書等のダウンロード↓住宅借入金等特別控除関係書類↓住宅借入金等特別税額控除申告書)からもダウンロードできます。

☎市民税課 ☎724・2114、2115、2117

事業主の皆さんへ

ご利用下さい、借換え融資・緊急融資

「借換え」融資のご案内

市では2009年1月1日より町田市中小企業融資制度に「借換え」融資制度を設けました。これまでは、借換えの規定が無いため、事業者の方ご自身が資金を調達し繰上げ完済の後、新規の融資を申し込んでいただいていたいました。今後は、事前に繰上げ完済をすることなく、融資枠一杯の融資を申し込みすることができるようになります。

借換え融資は、当初の融資を受けた取扱金融機関で申し込んで下さい。借換え融資を受けたときは、同時に当初の融資の残額をすべて返済していただくことになります。

緊急融資(緊急資金)のご案内

市では、取扱金融機関と協力し、市内の中小企業者に対し、中小企業融資制度として長期で低利な事業資金の融資をしています。今回は緊急資金の融資をご案内します。

融資制度の内容

資金の種類	資金使途	融資限度額	融資利率	融資期間
緊急資金	緊急に必要とする運転資金または設備資金	500万円	年利2.0%(1.5%)	5年以内(6か月の据置期間を含む)

融資対象者 ※次のいずれかに該当する方

- 最近3か月の月平均売上額が前年同期の月平均売上額に比べ、5%以上減少している
- 災害による被害または事故等により、経営の安定に支障を生じている
- ディーゼル排ガス規制に伴い、基準を満たすため、買い換え等の必要に迫られている
- 町田市が行う住居表示、土地区画整理事業等による事業所の所在地表示変更に伴い、事業資金を必要とする

市の制度のほか、セーフティネット保証制度(国制度)があります。取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う国の制度です。業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための緊急措置も行っています。詳細については中小企業庁金融課 ☎03・3501・1511(内線5271~5275)へお問い合わせ下さい。なお、セーフティネットの認定書は、産業観光課窓口で発行しています。手続き等については、町田市ホームページをご覧ください。

☎産業観光課 ☎724・2129

定例自然観察会

【忠生公園の冬の野鳥】

水辺や雑木林などでみられる野鳥を観察します。

2月1日(日) 午前9時30分~11時30分(雨天中止)

集合場所 忠生がにやら自然館 持ち物 双眼鏡

☎忠生がにやら自然館 ☎792・1326

ひとりで悩まない!

子育て応援講座



子育て、悩んでいませんか。ひとりで悩むのは苦しいもの。相談できる友達、見つけませんか。子育てのアドバイザーをお招きし、幅広い方面から役立

【往復ハガキに住所・氏名・電話番号・お子さんの名前(ふりがな)・生年月日・性別を明記し、1月28日まで(必着)にまちだ中央公民館「乳幼児を持つ親のための家庭教育学級」担当(〒194-0013、原町田6-8-1、☎728・0071)へ。

平成11年から平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けていて、所得税から控除しきれなかった額がある方
※平成19年以降に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方は、この控除の適用はありません。
※適用を受ける方は、毎年申告が必要です。
申告期限 3月16日(月)
申告書提出先
【①所得税の確定申告をされない方】
平成20年分給与所得の源泉徴収票(原本)を添付して「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用)」を平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出して下さい。
※郵送での申告も可能です。控えが必要な方は、80円切手を張った返信用封筒を同封して下さい。
※入居年月日の確認をお願いします(住宅借入金等の年末残高合計額の記入欄はなくなります)。
【②所得税の確定申告をされる方】
作成済みの「市町村民税・道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書(所得税の